

平成25年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成25年9月10日 午前10時00分 開会
午前11時54分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋	書 記	谷 口 亜 耶

6. 会議録署名議員 6番 西 井 覚 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	4	春 木 孝 祐	近鉄の駅無人化計画について	市 長 担当部長
			山麓線の渋滞解消について	市 長 担当部長
			大和高田バイパス4工区について	市 長 担当部長
2	18	白 石 栄 一	吸収源対策公園緑地事業にかかる寄付金の徴収について	市 長 担当部長
			地方公務員法や葛城市政治倫理条例にもとづく職員採用事務の抜本的改革について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

寺田議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用の議場内の写真撮影を行いますので、ご承知願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る9月2日の通告期限までに通告されましたのは2名でございます。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は、2名の議員のいずれも一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、応答を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、春木孝祐君。

春木議員 皆さん、改めましておはようございます。日本共産党の春木孝祐でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

きょう、私が質問いたしますのは3問でございます。1問目は、近畿日本鉄道、近鉄の駅無人化計画についてであります。2問目は、県道御所香芝線、通称山麓線の渋滞解消についてであります。3問目は、まだ未整備になっております国道165号大和高田バイパス4工区についてであります。

具体的には質問席で行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

寺田議長 春木君。

春木議員 それでは、近鉄の駅無人化計画について質問させていただきます。ご存じのように、葛城市内には近鉄の駅が6駅ございます。昨年末、新庄、忍海の2駅が無人化にされております。さらにこの7月29日、近鉄から市に対して説明があり、1日乗降人員3,000人未満は無人化にするという方針に基づき、二上神社口、当麻寺、磐城、この3駅を無人化する計画であること、そして12月上旬に乗客に対し通知ポスターを駅に張り出して、下旬には実施する予定であるということが、先日議会に対して報告があったところでございます。最初に近鉄が示している無人化を補完する対応策の詳細と、それらに対する評価についてご説明をいただきたいと思っております。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、春木議員からご質問いただきました件につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目としてのご質問でございます。近鉄が示しております無人化を補完する対応策と、それらの評価についてでございます。この駅係員の無配置に伴う近鉄の対応でございますが、現状では未定であるわけでございますが、過去の実績内容からすれば、1日2回程度専属の巡回係員によります定期的な巡回、また監視カメラによる確認、異常時の遠隔放送、

インターホンによる問い合わせに対する案内など、特に車椅子等乗降時に介助が必要な場合につきましては、事前に管理駅であります高田市駅に連絡すれば係員が派遣され、介助対応が行われるとのことをごさいます。

また、難聴等によりインターホン対応が困難なお方につきましては、家族の方からの電話など何らかの方法で管理駅であります高田市駅に連絡されれば、個別に相談に応じて巡回係員の派遣対応がなされるとのことをごさいます。

この専属の巡回係員でございますが、監視駅であります尺土駅に1名配置され、お客様の対応や駅務機器、また駅舎、トイレ等の設備の状況確認、異常時におけます対応などを行うといった体制にて、不在対応に当たられることとなっておりますのでございます。

また、12月下旬からの無人化といいましても、実際は1カ月程度以上の一定期間、これまでの時間帯で、窓口といった、表には出られないわけでございますが、駅舎内に待機されている黒子的な係員の配置を考えているとも聞いておるところでございます。

今回、駅係員の無配置となる二上神社口駅、当麻寺駅、磐城駅のいずれの駅におきましても、自動改札機、また自動券売機、自動精算機などの遠隔操作ができます遠隔監視システムの設置がなされているわけでございますが、やはり市といたしましては緊急時の即時対応といった面では、またこれら施設をうまく利用できない高齢者や障がい者の方々への配慮といった面での不安、加えて構内踏切の危険な横断を初め、昼間、夜間を問わず駅施設やその周辺での秩序保持といった面での不安が生じてくることにつきましては、やはり否めないところでございます。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 近鉄の無人化に伴う、無配置というふうに近鉄の方は言ってるんですが、わかりやすく無人化ということじゃべらせていただきますけれども、かなりきっちりと問い合わせも含めて今ご紹介があったわけでございます。幾つか再質問ということで聞いていきたいと思うんです。

乗りおり、乗降時に介助が必要な場合の対処ということでもあります。事前に高田市駅に連絡すれば、係員が派遣され介助対応が行われるということでもあります。この事前というのは具体的にはどれぐらい前に連絡したらいいということでしょうか。また、乗る場合とおおりる場合、つまりどこかへ出かけて行って帰ってくるという場合に若干困られると思いますので、その場合の連絡方法も含めご説明をいただきたいと思います。

そしてさらに、事前に連絡しなかった場合はどういうふうになっていくのかということについても、ご説明をいただきたいと思います。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

事前連絡につきましては、乗車する約1時間程度前までに連絡すれば、係員の派遣により対応がなされることをごさいます。また、乗降別の連絡方法につきましては、乗車される場合には管理駅であります高田市駅に電話をしていただくこととなりますが、降車される

場合につきましては、乗車駅の管理駅、市内3駅で申しますと高田市駅の方から降車駅側に連絡される体制となっております。また、事前に連絡しなかったらどうなるのかと、こういうことですが、その場合につきましては乗車駅の改札口のインターホンで申し出ていただくことになるわけでございます。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 今お話を聞かせていただきましたけれども、やはり出かけて行っておりてくる場合、その場合その駅が、駅員がおればいいわけですけども、配置されてない無人駅の場合は結構厄介になるんじゃないか。その場合は、インターホンで申し出ねばならないということになりますから、あらかじめ行くときに、おりの時間などきちっとわかっている場合は、始めからきちっとした対応がされると思うんですけど、そうでない場合は結構面倒なことが予想されると思います。また、事前連絡が1時間程度前ということからいいますと、連絡しなかってインターホンで言った場合、やっぱり1時間ぐらいはかかる可能性があるということになるのかと推察するわけです。

ですから、やはり現在の説明されている近鉄の対応では不十分ではないか。もっと綿密に、そういったことも含めて対応できるような、そういうシステムといいますか対応の仕方ということを強く要請をしていただきたい。これは私の意見として、申し上げたいと思っております。

それからもう一つ、巡回係員というのはこの無人化に伴って尺土駅に配置されて、1日2回程度の定期的な巡回を行って、必要なときに無人駅に出向するということになるかと思うんですけども、具体的に尺土駅に配置される巡回員の人数、あるいはどういった駅をカバーされるのか、そのことについてご説明をいただいております。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

巡回係員につきましては、1日の作業スケジュールに基づきまして定期的に無人駅を巡回されるわけでございます。また、体の不自由な方の対応など必要な場合につきましては、無人駅につくとといった体制と伺っておるところでございます。

次に、尺土駅の体制でございます。尺土駅につきましては、現在助役1名、係員が2名、巡回係員が1名の配置となっております。この巡回係員は二上神社口駅、当麻寺駅、磐城駅、浮孔駅の4駅が巡回範囲となっております。なお、近鉄の新庄駅、忍海駅につきましては、御所駅に配置されている巡回係員が対応することと聞いているところでございます。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 今ご答弁いただいておりますように、非常にこの巡回係員の仕事が結構大変たくさんあるというふうに思われます。あらかじめ計画的に巡回していくということ、それから必要な場合にその駅に赴かねばならないということ、それからいつ来るかもしれないインターホンによ

るお客さんの問い合わせに対して答えていかななくてはならない。もちろんあらかじめ予定されている、尺土駅に配置される1人に全てかかってくるというわけではなくて、総合的な連絡を密にした対応がされるというふうには思いますけれども、やはりサービスの多さから考えて、この配置では到底十分なサービスができるとは思えないわけでございます。そういった点では、人員配置なり連絡体制も含めて、そういう対応は可能かどうかということはしっかりと確かめていただきたいし、要請もしていただきたい、そんなふうに思います。

それともう一つ、インターホンというのが非常に大きな役割を果たすということになるわけですが、今は多分、私の記憶では自動で切符を買う方についていると思うんですが、おりるときにはついてないような気がするんですが、そのインターホンの設置というのはどんなふう考えられて予定されているのでしょうか。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 インターホンにつきましては、改札口の出口側、また入り口側の両方に設置されているわけでございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 それから、次に移っていきますけれども、最初にご答弁がありましたように、緊急時の即時対応、施設をうまく利用できない方々への配慮、構内踏切の危険な横断、駅周辺の秩序保持など、不安が否めないとのことであります。市がこういった見解を持っておられて、これら種々の不安に対し、関連自治体とも協議され対応したいというふうにお答えをいただいております。この進捗状況と、市の基本的な姿勢ということについてご報告ください。よろしくをお願いします。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまの関連自治体との状況、また市の基本姿勢ということでのお尋ねであったかと思っております。お答えいたします。まず、駅係員の無配置化についてでございますが、近鉄が2府3県にまたがる全路線を対象にいたしまして、過去から経年的にこの駅係員の無配置化が取り組まれてきたわけでございます。

市の姿勢といたしましては、今回の件につきましては、無配置化の対象となりました各自自治体が個々に近畿日本鉄道株式会社に対して対応していくよりも、関連自治体広域で要望を上げていく方が大きな力となって受けとめていただけるものと考えておりますとともに、市長会におきましても賛同いただいた中で、同時に近畿日本鉄道株式会社に対しまして要望をあげていくといった二重の体制で臨んでまいりたいと考えておるところでございます。なお、今回、駅係員の無配置の対象となっております県内自治体は橿原市、大和高田市、桜井市、宇陀市、三宅町そして葛城市の6団体でございます。このうち、市部の5団体につきましては、個々に対応するのではなく、5市長連名のもとに要望書を上げていくといった方向で、連絡を取り合いながら現在その要望する内容の調整をさせていただいておるところでございます。また、市長会におきましても近鉄に対しまして要望を上げるべく、作業を現在進めていただいております。現状につきましては以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 ただいま関連自治体だけではなく市長会にも近鉄に要望を上げてもらう、そういった二重の体制で臨んでいただいておりますという、積極的なご答弁をいただきました。目下、既に精力的に取り組んでおられるということ、私も承知をしております。不安が解消されるまで、無人化をさせないよう、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、市民への周知、必要な対応策といったことについて、質問をしたいと思います。先ほども言いましたように、12月上旬には駅にポスターを張り出して下旬には実施する、こういった極めて不親切な対応だというふうに思うんですが、いかがでございますでしょうか。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市民への周知のあり方また必要な対策面での把握といった面でございます。まず、市民への周知といった点につきましては、ただいま春木議員がおっしゃっているように、近鉄の方につきましては12月上旬には二上神社口駅、当麻寺駅、磐城駅の各駅でのポスター掲示により乗降客への告知で、その周知を考えられているところでございます。市といたしましては、これまでに至った経緯やまた駅係員の無配置化を補完する対応策等につきましては、やはり近鉄自身が関係地域の理解を得るために、駅利用者などの関係者との意見交換を実施され、十分な事前説明と地域の要望を酌み取った中での対応を考えていただくべきであると考えており、その旨要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 大変詳細に、しかもしっかりとご答弁をいただき、ありがとうございます。今のご答弁で、非常に大事な点が指摘されたと思うんです。近鉄自身が関係地域の理解を得るために、駅利用者等関係者との意見交換を実施するよう要望するという点であります。公共交通機関としての責任を果たすという点では、地域の要望を聞くということは非常にある意味当然なことだろうというふうにも思います。事故を起こさず乗客の安全を守るという点では、大変重要なことであろう。乗降客の数だけで判断するのではなく、やはり通っている本数の多さ、こういう点も非常に危険性を増していく上で重要な要素ではないかというふうにも思います。この点でも頑張ってくださいなというふうに思います。

どうもご答弁ありがとうございました。

共産党としましても、9月4日に県会議員団が荒井知事に対して近鉄に対し、現在持っている無配置計画の撤回をするように求めております。また、私たちも市民に知らせ意見を求める活動を始めておりますし、県レベルで9月18日に近鉄交渉を行うことになっております。私の方で把握できた市民の要望や、交渉結果など随時お知らせをいたしたいと思っておりますので、引き続き取り組みをよろしく願いしておきます。ありがとうございます。

寺田議長 春木孝祐君、続いていってください。

春木議員 次の2問目の質問、3問目の質問に移らせていただくわけですが、実は先日ホームページを見ておまして、山下市長は太田国土交通大臣に陳情されたという記事が載っておりました。それで、まず最初に、そこの記事によりますと、新道の駅事業における道路問題

や、市における道路行政についてお話をされ、貴重なご意見をお聞かせいただきましたというふうに書かれておりましたので、まず市長の方からこのことについてご報告をいただければありがたいと思います。

寺田議長 山下市長。

山下市長 ただいまの質問に対しまして、お答えをさせていただきます。去る8月27日火曜日、太田国土交通大臣のところに訪問をいたしまして、大臣と面談をさせていただきました。その折に、現在葛城市では新しい道の駅ということで事業計画を進めており、そのところの普段から道路が渋滞をしておるということに鑑みて、更に新しい道の駅ができることによつての交通渋滞を招かないように、どのような形でこの解消に取り組んでいくべきであるのかということ、これから相談させていただきたいというお願いに行かせていただきました。太田大臣の方からは、現場の声また県・国、国土交通省としてどういう対応ができるのか、現実の問題としてということで、一つ一つ積み重ねながら住民の皆さんに迷惑をかけないように努力をしていきたいと思いますというお話があったわけでございます。何をするという具体的なお話はございませんでしたけれども、これから意見交換をさせていただきながら、個々の問題については考えていただきたいというお話を受けとめていただいたと私は思っております。

以上でございます。

寺田議長 春木君。

春木議員 どうもありがとうございます。やはりバイパスの問題は国の事業ということでございますから、そういった形で所管の大臣とお話をなさったということは心強い限りだと思います。

では、具体的に質問を進めてまいります。まず、今お話がありましたように、山麓線の渋滞というのは非常に大きな問題です。これを解決していく展望はあるのかということで、質問させていただきたいと思うんですが、その交通量の推移、あるいは渋滞の推移といったことについてご説明をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 おはようございます。都市整備部の矢間でございます。よろしくお願ひします。

それでは、春木議員のご質問にお答えしたいと思います。

交通量、渋滞の推移ということでございます。近年の道路交通センサスによりますと、山麓線の兵家附近の平日24時間交通量については、平成17年2万5,356台、平成22年1万8,072台と、交通量の多い箇所となっております。特に太田南交差点を先頭とした渋滞が頻繁に発生しており、奈良県みんなでつくる渋滞解消プランにおいて地域の主要渋滞箇所に位置づけられています。この計画時点の渋滞の状況でございますが、太田南交差点の南行きにおいて、最大渋滞長1,300メートル程度となっております。このため、渋滞を少しでも緩和するため、太田南交差点の北側に左折レーンを新設する対策を県において取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

寺田議長 春木君。

春木議員 今ご答弁をいただいた点については、1年ほど前の私の一般質問でもご答弁をいただいて

いるとは思いますが、この平成22年の交通センサスというのは、平成17年に比べて、今お話がありましたように、かなり減っております。7,284台、28.7%の減少ということでございます。これは、こういった要因でもって減少したと思っておられるでしょうか、お尋ねいたします。

寺田議長 矢間部長。

矢間都市整備部長 春木議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成22年の交通量と平成17年の交通量の減少の要因についてでございます。ご質問の交通量の減少の要因については、県道でもございますし、市では分析はしておりません。また、把握もしてはおりません。

以上です。

寺田議長 春木君。

春木議員 そういう答弁をいただくとちょっと困るんですけども、後の質問で明らかにしますけれども、現在県も国も若干データを出し渋っている、そういう状況があると思うんです。そういった中では、無理のないことかとも思われるわけですけども、私といたしまして、この要因としては、南阪奈道路、この交通量がかかりかかわっているのではないかというふうに思っております。交通センサスのデータを見ておきますと、平成17年、この南阪奈道路の、いわゆる高速道路の台数ですけど、平成17年では1万3,015台、平日の24時間値ということですけども、それが平成22年では1万7,367台、33.4%増加しているわけです。これから見ましても、やはり山麓線の減少、交通量が減っているというのは、この高速道路、南阪奈道路の交通量がふえているといったことに関係しているのではないかというふうに考えるのが妥当ではないかと、そんなふうに思っております。

つまり、今後もこの高速道路の通過量をどんなふうに推定していくかということが、前を通ります山麓線の交通量を評価する重要な要素ではないかということでもあります。

実は、次の話に展開をしていくわけですけども、国の事業というのは、3年に1度事業評価監視委員会というのがあって、そこで評価を受けるというしきりになっているわけです。このバイパスも過去2回にわたって評価を受けておられまして、今回、平成25年度が評価の年になるんです。再々評価というふうになるわけですけども、そこで前回の評価されたときの交通量のデータとしては、平成22年のセンサスではなくて、その前の年、平成21年の推定値というのが載っております。その時点では2万1,400台、これが山麓線の評価でございました。ですから、先ほどご答弁があったように、平成22年では更にこれよりも大きく減っているわけです。1万8,072台ということでもありますから。ですから、今後、この事業評価監視委員会に出されるデータとしてはこのデータ、あるいはそれよりごく最近のデータを使われるということだと思います。

私たちが8月末、白石議員、太田県会議員とともに、奈良国道事務所の調査課長と懇談をさせていただいたんですけども、残念ながら準備中ということでデータをいただけておりません。しかし、行政同士の話し合いの中では、そういったことも出されると思いますので、最近のデータを見ていただいて十分な協議をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、県の渋滞解消プランの進捗状況についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひ
します。

寺田議長 矢間部長。

矢間都市整備部長 県の渋滞解消プランの進捗状況についてでございます。奈良県みんなでつくる渋
滞解消プランで位置づけられています、太田南交差点の北側に左折レーンを新設する対策の
進捗状況でございますが、現在、用地測量に係る準備を進められており、今後用地交渉を行
っていく予定と県からは聞いております。

以上です。

寺田議長 春木君。

春木議員 この渋滞解消プランというのは平成21年ぐらいにつくられていると思うんですけども、
なかなかこの山麓線の渋滞をどう解消するかというのは、ソフト事業としてはやはり名案が
出てこなくて、ハード事業として左折レーンということが最近浮かび上がって実施されてい
るというふうに承知しております。数量的にははっきりしませんけれども、この左折レーン
が完成すれば、少なくとも現在の状況よりもより緩和されるというのは間違いなことだと
いうふうに思うわけです。

先ほど市長の方からお話ございました新道の駅にかかわって、議会でも明らかになって
おりますけれども、現在の山麓線の形を、形状を変えて便利がいいようにしていくと、こう
いうことになっております。ですからちょうどハード的な県が予定している左折レーンを
つくるということと含めて、しっかりした懇談をやっていただければ、市にとっても有用な形
での道路構造が考えていただけるのではないかとこのように思います。よろしくお願ひして
おきたいと思ひます。

それから、非常に大事な点であります。この未整備になっております大和高田バイパス
4工区の問題であります。先ほども申しましたように、今、国におかれましては、事業評価
監視委員会に出すためにさまざまなデータを集め準備をされているということでござい
ます。その際、必ず事業の必要性に関して関係自治体の意見、地域における計画というものが報告
されております。現在、市におかれましてこのことに関する意見、あるいは計画についてお
示しを願ひたい、そんなふうに思ひます。よろしくお願ひします。

寺田議長 矢間部長。

矢間都市整備部長 春木議員のご質問にお答えしたいと思います。

国道165号大和高田バイパスについては、今年度の事業再評価に向けて国土交通省で準備
が進められており、関係自治体の意見については、今後国土交通省から奈良県知事に意見照
会されると聞いています。市といたしましては、太田南交差点を初めとする山麓線の渋滞対
策やまちづくりの観点等を踏まえて、国土交通省また奈良県と協議してまいります。

以上です。

寺田議長 春木君。

春木議員 本当はここで市の考え方を述べていただきたいというのが本心でありましたですけれ
ども、そういう事情でございますのでやむを得ないというふうにも思ひます。

それで、僭越ですけれども、私の考えを述べさせていただいて、協議に当たって私の考えに対しても十分ご検討いただきたいということで、少し長くなりますけれども現在の考え方を説明させていただきます。

まず、前回の奈良県知事に対する意見照会に対する回答であります。平成22年8月31日付で回答されております。それによりますと、「当バイパスの未整備により、主要地方道御所香芝線に交通が集中し、奈良県で有数の渋滞が著しい箇所となっており、早期の整備が必要です」というふうに書かれております。これがこの4工区の整備が必要である最も大きな視点であろう。この視点というのは、県道御所香芝線、通称山麓線の渋滞が緩和されればされるほど、この4工区を整備する必要性が低下する、そういうことになるというふうに、逆に言えば思うわけであります。

また、このとき知事は、ほかに2つの意見を述べられています。1つは、南阪奈道路、西名阪自動車道、京奈和自動車道とともに、大和平野の広域幹線道路ネットワークを形成する、そのことの意義について述べられています。しかし、この観点は、現在バイパスの主要部分の共用により、広域のネットワークとしては既に完成しており、その意義を実際に成果を上げているところだというふうに言えます。

あと1つ述べられているのは、中和幹線及び国道165号との接合地点である香芝樫原区間との一体的整備による近畿自動車道とのネットワーク機能の意義であります。この視点は、ご承知のように、中和幹線が完成してますます重要になっているというふうに思います。つまりこの4工区よりも非常に緊急を要する整備箇所であろうというふうに言えるというふうに思います。

まとめてみますと、4工区の実地整備についての再評価に当たって、国からの照会に知事が回答された意見というのは、山麓線の渋滞がなければ、整備する意義は低いということではないでしょうかということであります。これは葛城市しか検討できない事柄です。

この前回の評価の資料にも、地域計画等への位置づけということで、葛城市総合基本計画、これは平成18年10月、そしてそれに基づく葛城市都市計画マスタープラン、平成19年3月というものが載せられているわけです。つまり、葛城市としてまちづくりに重要であるということ国は言っているわけです。このことは、本当に葛城市しか述べることができない部分であります。また述べていただきたい部分です。山下市長は幾つか新しい構造というものを示しておられ、このマスタープランについても再検討すべき時期にあるのではないかとこのように思います。

葛城市のマスタープランの将来都市構造図には、こんなふうに記載しております。市の骨格となる広域交流軸、そして都市骨格軸、生活文化軸、古道と緑のレクリエーション軸、そういう交通の骨格、体系、それから市民の生活、活動の場となるゾーン、拠点、エリアというものが示されています。広域交流軸は、南阪奈道路と大和高田バイパスの高架部分ということになりますので、既に完成しているわけです。都市骨格軸については、南北では高田バイパス、山麓線、県道寺口北花内線、国道24号線などで、東西では国道166号線、高田バイパスの側道、県道寺口北花内線というものがもう既に完成をしているわけです。

問題の4工区は、當麻寺の交差点から弁之庄のランプに向かって斜め方向に走るわけです。この道路は竹内の交差点近傍で、この都市骨格軸であります国道166号と交差し、むしろこの166号の交通を妨害していくということになるのではないかと。最も大事な点は生活文化軸、これは葛城市の都市骨格を補完する路線ということで位置づけられているわけですが、地域住民の日常生活に密着した機能の誘導により、快適性、シンボル性の高い美しい生活環境を創造するというふうに言われております。実際は、今できております市道兵家・南今市線、もう1本、如意・天八線、その2つの道路を横断することになり、本来有する機能を阻害する要因に新たになるのではないかとというふうに思われます。

また、この工区は具体的には大字で言えば當麻、竹内、長尾、南今市、太田、大畑を通っております。通過する當麻、竹内では、ほとんどが市街地ということですが、良好な住宅地として開発が進行しているところでもあります。ほかの地区において通過するのは、おおむね市街化調整区域ということでございますが、農業振興集落保存ゾーンということで位置づけられておりますので、この地域は農業の振興との連携を図りながら、良好な田園及び集落環境の保全、整備を図るというふうにされております。ですから、もともとこの4工区と都市との関係でいえば、矛盾を持っている都市計画と言えるのではないかと思います。

更に大きな問題は、新たに提案された地域経済の活性化を目指した新道の駅構想との関係であります。今でもお客さんを集める力、集客力というのが心配されているわけですから、この4工区が完成すれば山麓線の交通量は激減をし、集客力の低下をきたすということは明白ではなかろうかというふうに思います。また、今年1400年ということで売り出しております竹内街道も新たに分断することになり、環境の悪化、景観の悪化をさせるのではないかと。あるいは尺土駅前事業がだんだん進んでいっているわけですが、駅への市民のアクセス、そういったことの妨げにもなるのではないかと。そういったマイナス要素を十分考慮して考えていただきたいということでもあります。

もう1点、本事業の再評価の資料では、事業の進捗の状況ということで書かれております。「當麻地区の交差点検討を予定しています」としか載っていないわけですが、當麻地区の住民には、その結果というものを説明されたということにはございません。ご存じのように、県道當麻寺線との交差がこのことによって5差路になるということから、地元當麻地区の同意が得られないまま現在に至っているわけであります。このバイパスは昭和43年に事業起案をされておりますから、それから見るともう45年。それから平成7年に5工区、つまり加守の方から通っている道ですが、これが完成して當麻寺交差点から代用として山麓線に接続されてからでも18年が既に過ぎております。この間、道路建設予定地は土地利用の制約を受けてきております。そういった意味でも、早期の解決が望まれているところでもあります。

繰り返しますが、今年度再々評価が必ずなされます。その事業が継続ということで認められれば、次の評価は3年後になります。ぜひ英知を集めた取り組みでもって、県・国と協議をされ、十分葛城市にとって役に立つ形でこの問題を評価をして対処していただきたい、重ねてお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

寺田議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

最後に、18番、白石栄一君の発言を許します。

18番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。

一般質問は2件であります。第1は、吸収源対策公園緑地事業についてであります。第2は、地方公務員法や葛城市政治倫理条例に基づく職員採用事務への抜本的な改正についてであります。質問の詳細は一問一答方式で、質問席にて行わせていただきます。

寺田議長 白石君。

白石議員 では、吸収源対策公園緑地事業について伺ってまいります。まず、緑化重点地区整備事業及びまちづくり交付金事業との整合性、寄附金徴収の理由について、改めて説明を求めるものであります。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えしたいと思います。

旧新庄町の緑の基本計画に基づき実施しました緑化重点地区整備事業、またまちづくり交付金事業として実施しました公園につきましては、当該大字からの寄附金はございません。一方、吸収源対策公園緑地事業実施するに当たりましては、当該事業内容は従来から地元大字の強い要望があったものでございまして、寄附金につきましても、地元大字としては従前から受益者としての負担をみずから申し出ていただいたという経緯があり、今回の寄附金に関しましても、地元大字からの自発的な寄附金であるというふうに認識しております。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 矢間部長からご答弁をいただきました。部長としての権限を越える答弁はできないということは、私も承知をしております。ご説明いただきました緑化重点地区整備事業、これはJR大和新庄駅前公園、北道徳公園、新村公園、薑公園の4カ所、さらにまちづくり交付金事業として、笛堂のふれあい公園、JR大和新庄駅東公園の2カ所、あわせて6カ所を整備をいたしました。これは、旧新庄町の緑の基本計画に基づき、合併前から計画され事業が実施をされてきた、そういう経緯がございます。部長の答弁のように、寄附金はもとより地元からの負担は一切ありません、これはこの間の議論で明らかであります。

それが、このたびの吸収源対策公園緑地整備事業に当たっては、一般寄付金として正田で1,100万円、木戸で1,500万円が収納される、こういう状況になっています。さらに林堂や今在家等、進められる予定であります。

そこで、理事者にお伺いをしたいと思います。行政のあり方として、事業を進めていくあり方として、同じ緑の基本計画に基づいて国の補助事業を受けてやられる事業において、一方では全く地元負担がない。この吸収源対策の公園整備事業では、用地費については国の補助金を除いた額の2分の1寄附金を徴収をする、こういうことを理事者が決められました。今後も緑の基本計画を進めていく上で、このまま寄附金を一般寄付金という形で収納を続けていくのかどうか、まずお答えをいただきたいと思っております。

寺田議長 市長。

山下市長 質問にお答えをさせていただきます。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、今回当該大字から寄附金をいただいております。ところでございますけれども、みずからの申し出による寄附金でございます。徴収をしているわけではない、割り当てているわけではないというように認識をいたしております。

寺田議長 白石君。

白石議員 あと、いろいろ議論をしていきたいというふうに思いますので、この点については今の市長の答弁を一旦おいて、次に進めてまいりたい、このように思います。

先ほども申しましたけれども、大字疋田が1,100万円、大字木戸が1,500万円の寄附が収納されている。このような多額の負担は、財政規模の小さな大字では、これは誰が考えたって困難だということでもあります。ということは、最初から公園緑地整備事業から、対象から外されているということになるのではありませんか。改めて、そういう小さな財政力のない大字に対してどのようにして整備をされるおつもりなのか、今後どのようにするのか理事者から明確な答弁をいただきたい。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、葛城市におきましては、都市公園全体としましては64カ所で合計面積38.3ヘクタールの公園面積がございます。市民1人当たりの公園面積では10.5平方メートルとなっております。今後も地域とも連携しまして、市の都市計画マスタープランにおける長期目標の住民1人当たり20平方メートルに向け、優先順位、財政状況等も見ながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長の方からまずご答弁をいただきました。現在の到達点というのは、住民1人当たりの公園面積は10.5平方メートルであります。葛城市の都市計画マスタープラン並びに緑の基本計画は、長期目標を住民1人あたり20平方メートルにしていくという計画であります。優先順位、財政状況も見ながら取り組んでまいりたいと、こういう答弁であり、これは答弁としては至極当たり前のことだというふうに思います。

私が聞きたいのは、先ほども申しましたけれども、市の財政状況、市自身がどうつくっていかという優先順位ということではなくて、手を挙げたいけれども寄附をする財源がないという形であきらめざるを得ない、これは事実あったことを私も聞いております。そういう大字に対してどのように整備を進めていかれるのか、これは寄附をいただくという方針を決めた理事者しか答えられないわけで、お答えをいただきたいと思っております。

寺田議長 市長。

山下市長 ただいま5カ年にわたりまして吸収源対策公園緑地事業というものに取り組みさせていただいております。この事業を進めさせていただきながら、また次どのような形で公園をふやしていくのか。この吸収源対策公園緑地事業というのは、市街地しか対象にはなっておりませんので、今後、国の方針等も含めてどのようにしていくのかということも見ながら、計画

をしてまいりたい、またその中で地元の方々の意見を聴取しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

寺田議長 白石君。

白石議員 市長はこの間の平成24年度一般会計予算の審査を行った予算特別委員会等の、当時の生野理事や副市長の答弁を覚えておられるかどうかわかりませんが、私は鮮明に覚えておりますし、またここに会議録を持っております。吸収源対策事業において寄附金を徴収する理由、これについて先ほど市長は申しました。確かにこれは市街化区域を対象にした事業であって、調整区域ではやられないということでもあります。そのことをもってどのような答弁があったかという、そういう市街化調整区域等、大字は設置できない、そういうことから平等性を確保するためにご寄附をいただく、こういう答弁がありました。

もう1つは、葛城市の限られた財源の中で、公園整備を進めていくに当たって多くの大字が要望を上げて採択をしなければならないということになると、これは財源がもたない、ハードルを設けなければならない、こういう説明でありました。

ではそのハードル、寄附金の額はどのようにして決めたかといいますと、これも副市長が明確に答弁をしています。葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例の第5条の2項、ただし書きの規定、国や県の補助金の額を除いた2分の1の額、用地費ですけど、いただくと、はっきり明言をしているわけです。何が自発的で任意的な寄附金なのか、全く理解できない。

吸収源対策事業についてはこれでいくと、それ以後については市長は国の方針等を見ながら決めたい。こんなことでいいのか。はっきり吸収源対策ですべきだ。この点、副市長はそういう答弁をしているわけですよ。ちゃんとしてますよ。副市長はどう言っているかといいますと、「ご案内の分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただく」という部分でございます。お支払いですよ。「葛城市の均衡ある発展ということになりますと、今まで、先ほど理事が説明しておりますように、国の事業の採択条件に見合わない地域がどうしても出てまいります。」こういうことを言って、均衡ある発展のために寄附金もいただくと、こう言ってるんですよ。葛城市独自の条例の趣旨を生かしてやっているんだと、こう言ってるんです。分担金徴収条例のことです。

副市長、いかがですか。この発言、間違いはないですか。

寺田議長 副市長。

杉岡副市長 ただいま白石議員のおっしゃっていただきますように、議事録を披瀝いただきましたとおりの発言でございます。間違いございません。

寺田議長 白石君。

白石議員 この発言からするならば、まさに自発的に申し入れをして寄附金を、金額にしてもその支払い手段にしても全くつじつまが合わないではないですか。

私は思いますけれども、副市長はその発言についてはお認めになった。しかし、この発言については撤回するつもりはありませんか。

寺田議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 この問題の発端につきましては、まず先ほど矢間部長から申し上げましたとおり、大字

懇談会を通じまして、それぞれ皆さん方が公園としての整備を欲しいという思いがございました。そのときには、この吸収源対策を取り上げて着手するという予定は全くございませんでした。当時はそれに見合うだけの皆さん方の要望と、それから整地すべき地点、それと国の施策等々の状況を模索しておった状況でございます。あくまでもこの事業に乗らずに、その1年前にはこの条例の発端となりました地元の要望で、我々の集めたお金にプラスして市の方からの何らかの財政支援をいただけないかというふうな中で要望がございました。いわゆる地元の要望につきまして、それを負担を軽減するために条例措置をさせていただき、また、より地元の負担を軽く軽減をするための事業の採択ということに相なったわけでございます。事業の採択がありましてこの負担金を求めたものでも何でもございません。あくまでも地元要望に基づきますことを実現する、また地元の負担を軽減するために、この趣旨を申し上げたことございまして、この部分につきましては以前の議会答弁にならしまして、訂正するつもりもございません。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 全く議論の経過を視野に置いていただけていない答弁です。緑化重点地区整備事業、まちづくり交付金事業では、これも国の補助事業でやりました。地元の要望を受けてやりました。しかし、一切負担はありませんでした。負担の軽減ではないでしょう。税外負担の増大ではないですか。法は、市民から負担を徴収するということについては、これは法律や条例や規則に基づいて徴収しなさい、税外負担は解消する、そういう努力をしなさい、後で議論しますけれども、そういうことでやってきているわけです。それが全く、葛城市の事業として合併前から引き継ぎ合併後行われた事業と、これだけで事業、全く整合性がない。それは補助事業を活用してやるというのは、これは私も進めたいと思います。しかし、これを進めるに当たって、前年度でしたか策定した分担金徴収条例を使って徴収するというのは、これは見当が違っている、このように言わざるを得ません。

次に進みます。

次に、平成24年度の当初予算では、疋田からの寄附金として一般寄附金1,230万円が計上されていましたが、平成25年度の当初予算では、きのうの部分に当たりますけれども、一般寄附金は計上されていませんでしたが、これはどのような理由によるものか、説明を求めます。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまの白石議員からのご質問にお答えいたしたいと思っております。

平成24年度の当初予算におきましては、吸収源対策の公園緑地事業を実施するに当たりまして、先ほど来申しておりますように、従来から地元大字からの強い要望があり、寄附金につきましても地元大字としては従前から受益者としての負担をみずから申し入れていただいていたという経緯もあったわけでございます。既に該当大字より自発的な任意の感謝の気持ちでの寄附金が見込めるといった状況のもとに、その費目につきましては一般寄附金として計上いたしました次第でございます。

一方、平成25年度の当初予算におきましては、議会の議論も踏まえ、また寄附金の性格より、地元大字の自発的任意の感謝の気持ちからいただく寄附金であるため、寄附申し込みがなされて、しかもその内容が用途を特定しない一般寄附金であることがわかった時点で、補正予算として対応することが望ましいのではないかとということで、平成25年度の当初予算におきましては計上しなかったと、こういうことでございます。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 今、総務部長からご答弁をいただきました。当然、地方財政法を中心とした財政秩序については詳細にご理解をされている、私はそのように思っております。平成24年度の一般寄附金の内容については、この予算特別委員会の会議録の内容、中身からしますと、当時の総務財政課長はどのように答弁されているかと言いますと、吸収源対策公園緑地の事業費に係る分といたしまして1,230万円、合計して1,316万1,000円、こういう内容でございますということでご答弁をいただきました。まさに、歳入予算においても1,230万円という国の補助金の額を除いた2分の1の額を明確にここで述べられているわけであります。これは感謝の気持ちで自発的、任意的に、もう当初から予定をして予算に計上されている。平成25年度では、先ほど申された理由、趣旨において、当初予算では計上しない、そして補正予算において計上されたわけであります。これは、議会の議論を踏まえてということでありますけれども、どちらが正しいのか。この点、お答えできるでしょうか。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 どちらの年度の組み方が正しいのかということでございます。平成25年度の予算対応がより望ましいのではないかと、理解をいたしております。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 平成25年度の予算の方がより望ましいという答弁でした。これは、私もそのように思います。寄附の内容にもよりますけれども、しかし、私も申しましたように、やはり地方財政法第4条の5は、税外負担を解消する趣旨でできている、これはまた後の議論でやりたいというふうに思いますけれども、私が質問でどちらが正しいか、言い方がよくなかったと思います。どちらも正しくないんです。そういう点を踏まえて、次の質問に移ります。

次に、地方財政法第4条の5、割り当て寄附金の禁止の規定が制定された理由、並びに、その趣旨についてどのようにご認識をされているか、まず説明を求めたいと思います。

寺田議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまの地方財政法の制定趣旨におきましての解釈でございます。お答えさせていただきます。地方財政法第4条の5には、このように記載されておるわけでございます。「地方公共団体は他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない」と規定されているところでございます。この条文が制定されました背景とその理由につきましては、旧自治省の財政局財政課長を務められました石原信雄氏によって著された「地方財政法逐条解説」により

ますと、本条の規定につきましては元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきであるが、戦後においては国また地方公共団体、住民の間におきまして、寄附金の名目に隠れた負担の強制的な転嫁が甚だしく、これが地方財政秩序を大きく乱す重大な原因となるおそれがあることに鑑み、昭和27年の本法改正で加えられたものでございます。これは、昭和25年の税制改正の際に、シャープ勧告に基づきます地方財源充実の一環として、市町村税が400億円の増加を見たことを受けまして、税外負担の解消を促進する趣旨で設けられたものであるとされておるところでございます。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長からご答弁をいただきました。まさに今、総務省がこの地方財政法の第4条の5そのものの解釈、運用をされている、そのとおりのご答弁をいただきました。税外負担の解消を促進する趣旨で昭和27年、もう60年以上前にできていた。そして、住民負担を軽減をするということで、この間地方自治体は努力を積み重ねてきた。それが、このたび、一般寄附金という形で税外負担が改めて生まれてきた。これは、地方財政法第4条の5の趣旨に照らして、この一般寄附金をどのようにご認識されているか、副市長にお伺いをしたいと思います。

寺田議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 先ほど総務部長が申しましたように、シャープ勧告、昭和25年でございます。税制の抜本的な改正によりまして、その当時のお金で400億円でございます。今現在審議されております国の方では、消費税を3%、また5%に上げるという議論よりも、はるかな大きな財源が国にもたらされたというふうに認識しております。私どももこの趣旨を生かしておきたい。このように運営をしていきたいという思いもあるわけでございます。しかしながら、合併いたしましたときの基金造成が一時は16億円まで減少しておるわけでございます。現在、年度末には43億円に基金を造成しなおしたとはいえ、葛城市を取り巻く財政事情につきましては依然厳しいものがございます。そのような観点から、あの当時地元の方から要望をいただきました部分につきましては、苦しい中ではあるわけでございますが、何らかの助成をさせていただく、財政を支援をさせていただくという意味をもちまして、要望に応える。また、地元が負担してもいいからこの公園が欲しい、この広場が欲しいということに関しましては、それぞれの苦しい中ではございますが、いただきました2分の1の負担金をまた違う大字のところに使わせていただく。いわゆる均衡ある葛城市の発展のために少しでも寄与できればという思いの中で、こういうことで了解を得まして、申し込みをいただきましたことに関しましての事業の実施ということでご理解いただきたいと思います。

寺田議長 白石君。

白石議員 地方財政法の趣旨そのものを、全くご理解していただいていない。もう六十数年も前に、税外負担、解消のためにできた法律、これを今日の厳しい財政状況を乗り越えるために、地元からの自発的な協力を得て寄附金を徴収する。これはどんな理由をつけたって、これは私は理解できない。地方自治体はシャープ勧告による400億円の増収を見込んでこういう法律をつくった。しかしその後、日本は高度成長に入り、地方自治体財政は本当に見違えるほど

豊かになってきた、そういう経過があるわけです。そういう経過を踏まえて、更に税外負担を解消するための努力を先人たちが行ってきた。緑化重点地区整備事業、まちづくり交付金事業、地元負担なしでやってきました。旧新庄町の疋田の東和苑、フルールの公民館の建設、用地は全て町が出しました。また建物についても負担を軽減するために、40戸未満については80%の助成、41戸以上については3分の2の助成をするという形で、先人が努力をし、やってきたんです。それを、歴史を引き戻す、こういうことはこれまでの行政の実績、継続性、今後どう公園整備事業やその他の公共事業を進めていくのかということについて、混乱をもたらしかねない、そういう内容だというふうに思います。

さて、次に進みます。

先ほど来、平成24年度の予算特別委員会の副市長の答弁等を披瀝をしました。また、副市長の財政状況の厳しい中で、地元の要望にこたえる、そういう意味でまた公園整備を推進していくために財源を確保するという点で、この寄附金を導入した、こう言われました。これは、行政としての向いている姿勢というのは、私は分担金を徴収する、こういう方向でしか考えられない。誰が考えても自主的、任意的な寄附とは言えない。まさに、法が禁止をしている割り当てる、強制的に徴収するということであります。しかも、柿本、忍海、兵家、これ、寄附金、負担ないんです。要望も出ていない。要望も出ていないのにもかかわらず、公園整備事業と一緒にやって、寄附金を当然徴収もできない。こういう矛盾が生まれているわけであります。私はもし副市長が考えておられる財政問題等事業を本当に大字に実施できるようにしていくためには、地方自治法の第224条の数人または普通公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事業に特に利益を受ける者からその受益の限度において分担金を徴収することができる、こうなっているわけです。この規定に基づいて徴収すべきではありませんか。税外負担を寄附金という形で求めるのであれば、こういう形で分担金を徴収する、その方が副市長の答弁の趣旨と合ってるのではないですか。答弁を求めます。

寺田議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 分担金を求める、またこの趣旨につきましても、町独自の条例を既に定めていただいております。この件に関しまして、緑の吸収源の関係につきましても分担金を求めるということにはない、そのように考えております。

寺田議長 白石君。

白石議員 副市長から明快な答弁がされました。違法に近い、私から言えば違法な状況を今後も継続していくということの宣言だと、私はやはり違法な税外負担の徴収はやめるべきだと、そのためにこの法律があるわけでしょう。

次に参りたい。

次は、平成16年の合併時に合併をすればサービスは高く負担は低くなるとの約束をされました。このたびの寄附金の徴収は、負担は低くどころか多額の負担を住民に押しつけることになっているのではありませんか。この合併時の約束、どのようにご認識をされているか、説明いただきたいと思います。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えしたいと思います。吸収源対策公園緑地事業を実施するに当たりましては、当該事業内容は従来から地元大字の強い要望があったものを実現するものであり、ましてや吸収源対策公園緑地事業として市が実施することにより、地元負担は軽減されますので、白石議員とは見解の相違であるというふうに考えます。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 矢間部長から明快な答弁が出ましたけれども、これは一部長として権限を越える答弁はできないということからなされた答弁というふうに思います。私は先ほど来、吸収源対策公園緑地事業において、新たな負担が生まれてきた、こういうことを述べて、その解消を求めているわけでありまして。法の規定やあるいはこれまでの、旧當麻、新庄、合併後の葛城市の進めてきた公園整備事業との整合性の問題、継続性の問題、今後の事業をどう進めていくかという問題にとっても、私は大きな問題を積み残したまま、この事業が進めざるを得ないということになっていることを、最後に申し述べておき、これらはやはり撤回中止すべきだということをお求めて、次の質問に入りたいと思います。

次に、地方公務員法や葛城市政治倫理条例に基づく職員採用事務への抜本的な改革について伺います。まず、市長や人事当局は職員採用事務について、市長の関与を禁止する法律もない、関与は至極当然のことだろう、こういう認識を、私の一般質問や総務文教委員会の答弁の中で繰り返し示されています。ではこのような認識の根拠となる法令、根拠について、説明を求めたいと思います。

寺田議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの白石議員のご質問の要旨でございます。それを禁止する法律もないし至極当然のことだろうという認識の根拠でございます。市長が職員採用試験に携わっていただいていることにつきましては、旧両町が合併する以前からこのような形で実施してきたことでもございますし、住民福祉の増進のために働いてもらうために優秀な人材を確保するためには、最高責任者である首長に採用試験にかかわっていただくことは最も重要であると思っております。このことにつきましては、総務省公務員部に確認いたしましたところ、地方公務員法の規定におきましては、人事委員会を置かない地方公共団体は任命権者が採用を行うこととなっており、公正、公平性を担保しておれば問題がないという回答をいただいております。また、地方自治法第138条の2で規定しておりますように、市長の権限の範囲内で、みずからの判断と責任において決定していただいております。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長からまずご答弁をいただきました。この答弁をもとに、更に議論を進めてまいりたい、このように思います。

では、県内の12市の状況、1市は葛城市で、市長が第1次試験からこの合否にかかわり、

第2次、第3次の面接、あるいは集団面接において採点にかかわり合否判定にもかかわっているということであります。

あと11市は市長は全く関与してないんです。これらの11市はどのようにして関与をやめた、していないとお考えでしょうか。説明を求めたいと思います。

寺田議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 ただいまの白石議員のご質問で、葛城市を除く県内11市の市長がかかわっておられないという理由でございます。県内11市におきましては、おっしゃられるように市長が職員採用試験にはかかわっておられないわけでございますが、県内の他の自治体におきましては多くの首長が採用試験に携わっておられると聞き及んでいるところでございます。

ご質問の県内11市はどのような理由で市長の関与をしておられないかという考え方につきましては、それぞれの首長のみずからの判断で行っておられるであろうと思いますので、それぞれの考え方につきましては申し上げることはできませんので、差し控えさせていただきますと思っております。ご理解よろしくお願いいたします。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長からご答弁をいただきました。去年来、御所市や大和高田市、香芝市、桜井市、直接お聞きをして、一般質問等でご紹介をいたしました。いつごろから市長の関与がなくなったんですかと人事の幹部にお聞きしますと、「いやー、私もう奉職して30年以上になりますけれども、もうそのときからなっていますので、普通に市長が関与しない」、こういう認識であります。だから、部長が言ったような、それぞれの首長のみずからの判断で行われておられるであろうではなくて、その30年の間には首長がどんどん変わっているわけですが、それがもう当たり前、普通のこととして実施をされてきているということであります。だから私は、合併をして葛城市、立派なまちとなったわけですから、やはり11市に負けない人事をすべきだと、このように思います。それが、幹部の方々のお話を聞くと、どうしてかかわらないんですかと言ったら、要らぬ疑いを受ける、やはり以前から行っているからというところもありました。ところが、この人事というのは、地方公務員法の規定にのっとって、地方公務員法の規定というのは、人事委員会という機関を設けることと任命権者が人事をつかさどっていくという、こういう2つの柱がありますけれども、基本的には人事委員会に相当する委員会等を設置をして、町とは独立をしてその公平性、公正性を保つ、これが地方公務員法の本来の趣旨であり、私たちはその趣旨にのっとってやっていますと明快にお答えをいただきました。これは私だけの考え方かと言ったら、そういうわけではないんです。皆さん当たり前のようにやられていた、やはり地公法そのものを遵守をしていくんだと、そういうことであります。

先に進みたいと思います。

それでは、地公法を吟味してまいりたい。地方公務員法第6条及び第15条。第6条は任命権者の規定であります。第5条は任用の根本基準です。更に第7条の規定、趣旨及び解釈運用について、答弁を求めたいと思います。

寺田議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 ただいまの地方公務員法6条、15条、17条の趣旨解釈、運用等のご質問でございます。

まず、職員を置く法令根拠が地方自治法で規定しておりますので、地方自治法第172条の規定からご説明申し上げます。この条文は、第1項は地方公共団体に職員を置くとされ、第2項では前項の職員は地方公共団体の長がこれを任命するとなっております。第3項では、職員の定数は条例でこれを定めることとされ、第4項では職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福利及び利益の保護その他、身分の取扱いに関してはこの法律に定めるもののほか、地方公務員法の定めるところによるとされています。この条文では普通地方公共団体の長の補助職員について定めたものでございまして、172条の第1項では職員を置くことを定められております。他の行政委員会などの執行機関についても、他の条文なり他の法律により同様に職員を置くことを定められています。第2項では、職員の任免は地方公共団体の長が行うことを定めております。第3項では職員定数は条例で定めるとされており、本市におきましては葛城市職員定数条例によりそれぞれ執行機関における職員の定数を定めているわけでございます。第4項では、職員に関する事項は地方自治法に定められているほかは、地方公務員法で定められることとされております。

ご質問の地方公務員法第6条では、地方公共団体の長、議会の議長、教育委員会等の任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、規則等に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有すると規定しております。この趣旨でございますが、人事行政が民主的で公平にかつ能率的に行えるよう、厳正な執行体制の確立が必要であり、複雑化する社会情勢の中でさまざまな法令を運用する中で高度な専門性に対応するために、これにふさわしい人事行政組織を確立するという必要があるものでございます。解釈といたしましては、任命権の内容はこの第6条に規定するもののほか、具体的な内容は個々の法律、政令、条例、その他の規定によって定まるものであり、任命権者の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分取扱いの基本法である地方公務員法で記述されるものであると考えております。本市におきましても、これらの法律や条令等に基づきまして、運用しているところでございます。

次に、地方公務員法第15条でございます。任用の基本基準として、職員の任用はこの法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定しているところでございます。これは、成績主義または能力実証主義と呼ばれる基本原則を意味しておりまして、少数精鋭主義により公務能率を最大限に発揮してもらうために、優秀な人材を確保することと公正な人事行政を行うものでございます。人事の不公正による弊害を除く必要性が強いという認識に基きまして、これに反しまして任用を行った者には罰則を適用することとされており、これによって公正性が担保されております。本市におきましては、職員採用に当たっては広く募集を行い、競争試験という形で実施させていただき、成績上位の者から採用しているところでございます。

次に、地方公務員法第17条でございます。任命の方法を規定しておりまして、第1項では職員に欠員を生じた場合においては、任命権者は採用、昇任、降任、または転任のいずれか

一の方法により、職員を任命することができるとなっております。第4項では、人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるものとする規定しております。これは、任用の公正と能力主義の実現を趣旨とするものでございまして、本市の採用試験におきましては地方公務員法第20条に規定しております筆記試験、人物性行、口頭試問、適性検査、専門試験の判定の方法により実施しているところでございます。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長から詳細にご答弁をいただきました。第6条あるいは第15条の任用の基本原則、あるいは17条の任命の方法。地方公務員法は、地方公務員に対する任用等について、本当に事細かく定められております。時間がありませんので、それについて私は、この法の趣旨について調査をした榎原市やその他の11市の内容についてご紹介をしておきたい。このように思います。

やはり、部長が述べられたように、大切なのは任用の基本基準であり、また任命の方法だというふうに思います。地公法の原則の1つに人事委員会の設置をする、こういうことが定められています。これは政令指定都市や15万人以上の市は任意に、政令指定都市は義務でありますけれども、任意に15万人以上の町であれば人事委員会を設置することができる、こうなっております。地公法の基準はこの人事委員会なんです。この人事委員会を設置される、そういう規定に基いて榎原市やあるいは御所市や高田市や香芝市は、ちゃんとした任用試験委員会等の委員会を設置規則をつくってやられているところもあります。そして、そこでは1次試験の合否、2次試験、3次試験について採点、合否を判定する。そこには市長は入っていない。副市長は座長なり委員長を務めておられますけれども、外部の委員が、警察OBあるいは職員OB、公平委員等が入って、その公正性、公平性を担保をしております。そして、それらの結果を任用候補者名簿を作成し、それを市長に報告し、市長がその任用候補者名簿の中から任命権者としての権限を行使し、採用する、こういう方向であります。

ここで、時間がないので、任命の方法の中でどのように法は述べているかということ、問題は人事委員会または競争試験を行う、公平委員会を置かない地方自治体の場合である。人事委員会または競争試験を行う公平委員会を置かない地方公共団体の任命については、比較的手続きが穏やかであり、任命手続きのチェックが行われていないのは、このような地方公共団体の任命がルーズに行われてよいことを意味するものではないと書いてます。地方公共団体の規模や組織や職員の違いに基いて、規模の小さい地方公共団体については人事委員会を設置することを義務づけられていない。単なるそういう理由であるんです。

だから、恒常的に人事委員会の職務を抱えることができない、そういうところは本市のようなことになるのであります。ですから、立法論としては、人事委員会または競争試験を行う公平委員が、任命に関与する制度とそうでない制度との違いは、人事委員会を置いてるところと置いてないところ、そういう制度の違いは単なる技術的な理由に基くものであって、任用を通じて人事行政の公正性を確保し、また能力主義を実現する目的自体は全く同一なん

だと、こういうふうに言われているわけです。だから、私は、この今の現状は市長の裁量の余地も大変大きい。やはり任用に当たってはみずからの厳正な運用に心がける必要があると言わなければならないことを申し述べたいし、また、本市の政治倫理条例を的確に吟味をして、本市の職員採用事務を抜本的に改革することを強く求めて、私の質疑を終わりたい。

若干オーバーしました。失礼いたしました。ありがとうございました。

寺田議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。本会議第2日目、3日目の2日間で予定しておりました一般質問が本日終了したために、あす開催予定の本会議第3日目を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、あす、本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、12日から25日までの間、各常任委員会、尺土駅前広場整備事業特別委員会、決算特別委員会及び新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査のほどをよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時54分